

コミュニティサイト運用管理体制認定基準（改定案） 新旧対照表

【2012年2月28日 変更】

頁	旧	頁	新	備考
p.3	<p>4 - 2. 本認定基準の要求 23 項目</p> <p>本認定基準は、事業者がすべての要求項目を充足していることを求めます。サイト管理体制が一定水準を充足しているサイトの認定という趣旨にかんがみ、一部の要求項目を満足していなくてもその他要求項目が高評価であることでカバーされる構造では抜け穴的に質的な不足が生ずるおそれがあるため、全要求項目を満足することを必須とします。</p> <p>ただし、各要求項目に対して、外形上は要求項目を明確に達成できているとは言えないものの、サイトの多様性や個別背景等により要求項目と同水準の管理レベルが達成できているとサイト運営事業者が合理的に考える場合には、サイト運営事業者が EMA に対し書面等によりその旨を疎明し、かつ EMA がこれを認めた場合には、要求項目を充足しているとみなします。</p> <p>本認定基準の要求 23 項目を以下に示します。</p>	p.3	<p>4 - 2. 本認定基準の要求 23 項目</p> <p>本認定基準は、事業者がすべての要求項目を充足していることを求めます。サイト管理体制が一定水準を充足しているサイトの認定という趣旨にかんがみ、一部の要求項目を満足していなくてもその他要求項目が高評価であることでカバーされる構造では抜け穴的に質的な不足が生ずるおそれがあるため、全要求項目を満足することを必須とします。</p> <p><u>なお、サイト運営事業者が申請サイトの一部としてアプリケーションを申請*2する場合、当該アプリケーションにより提供されるサービスの運用管理体制についても、以下の要求項目を満たす必要があります。</u></p> <p>ただし、各要求項目に対して、外形上は要求項目を明確に達成できているとは言えないものの、サイトの多様性や個別背景等により要求項目と同水準の管理レベルが達成できているとサイト運営事業者が合理的に考える場合には、サイト運営事業者が EMA に対し書面等によりその旨を疎明し、かつ EMA がこれを認めた場合には、要求項目を充足しているとみなします。</p> <p>本認定基準の要求 23 項目を以下に示します。</p>	アプリケーションにより提供されるサービスの運用管理体制に関する記載を追加
p.3		p.3	<p><u>*2 サイト運営事業者の申請するアプリケーションが、第三者(サードパーティ)の提供するアプリケーションである場合、サイト運営事業者は、当該第三者(サードパーティ)のアプリケーションにより提供されるサービスについても適切に管理し、要求項目を満たす必要がある。</u></p>	脚注の追加

以上